

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効き日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ネパール	公立高次病院医療機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とネパール政府との間の交換公文	公立高次病院医療機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	996,000 千円 2027.4.30まで	カトマンズで (同日)	日本側 菊田豊在 ネパール側 シシル・クマール・ドゥンガナ財務省次官	2021.5.17 172号
ネパール	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とネパール政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	356,000 千円 2029.12.31まで	2021.7.12 カトマンズで (同日)	日本側 菊田豊在 ネパール側 シシル・クマール・ドゥンガナ財務省次官	2021.8.3 257号

無償資金協力取極の修正に関する取極

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	修 正 の 内 容	署名日 署名地 (効き日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ネパール	シンスリ道路震災復旧計画のための贈与に関する日本国政府とネパール政府との間の交換公文	贈与の限度額を「1,082,000千円」に改める。	2021.8.18 カトマンズで (同日)	日本側 菊田豊在 ネパール側 プトゥ・クマール・マラシニ財務省次官	2021.10.1 309号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。